



北っ子

子どもたちを笑顔で迎え 笑顔にさせ
家庭・地域に帰します！

◇教育目標：夢に向かって輝く子 ☆あきらか ☆きよらか ☆すこやか ☆
◇重点目標：かしこく よりよく たくましく 学ぶ北っ子の育成

6月は「いじめ・非行防止強調月間」

校長 大野 昌広

満面に張られた水面に空と雲が映り、みどりの稲が規則正しく並ぶ風景。末広北小学校から少し歩みを北方向に進めると、数日前に佳境を迎えた田植え作業の姿を見ることができます。今年も豊かな実りの秋を迎えられますように。学校では無事に運動会を終え、落ち着いた学びの姿を追求する6月を迎えます。北っ子ひとりひとりが、心も身体も大きく成長するように、学習環境等を整え、個々の実態をしっかりと踏まえながら適切に指導を行ってまいります。

□新しくなった末広北小学校いじめ防止基本方針

いじめを受けていた旭川市内の中学生が凍死して発見されるという痛ましい事件が発生してから約2年半。この事件を契機に旭川市は市長直属のいじめ防止対策推進課を新たに設置し、旭川市教育委員会と一体となって、いじめ対策の強化を行ってきています。これが「旭川モデル」というもの。旭川市内におけるいじめ対策は加速し、令和5年6月30日に「旭川市いじめ防止対策推進条例」が制定されました。また、令和6年2月29日には、「旭川市いじめ防止基本方針」が改定されました。本校は、この2つの大きな動きを受け、旭川市教育委員会の指導のもと、4月に「旭川市立末広北小学校 いじめ防止基本方針」の全面改定を行いました。改定されたいじめ防止基本方針は、ホームページに掲載するとともに、概要を記したリーフレットの全家庭への配布や、参観日・PTA総会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の場で説明してきました。本校のいじめ防止の重点目標は「自分や友達の心や体を傷つけることダメ！」とし、各学年・学級指導に加え、全校集会の場においても繰り返し指導を行ってきています。

□「いじめ見逃しゼロ」と「積極的な認知」

改定した本校の「いじめ防止基本方針」には、教職員の目標として、「いじめ見逃しゼロ」を掲げました。本校の全教職員は、アンテナと感度を高め、子どものかすかな言動の変化に気づき、適切に迅速に組織的に対応しています。「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布）には、いじめの定義を次のように定めています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかれる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

昨年度、本校は118件のいじめを認知しました。また、年3回実施しているいじめアンケートにおいて、「いじめはどんなことがあっても許されないとと思う」と回答した児童が99%、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童が1.8%おり、引き続き「いじめは許されない行為である」ことを理解させるように努めることと、「相談窓口」の紹介を行うことを教職員間で確認しました。きめ細やかな目配りや、随時行っている教育相談によって、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関係を常に考慮し、個々の教職員の高い感度と同僚性をもとに密な情報共有を行い、未然防止、早期発見、積極的認知に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。いじめの態様は、そのほとんどが、「① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」と「③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」です。この2つについては、市内小中学校のほとんどが同じ傾向です。①が約46%、③が約30%。これは小学生の数値。中学生も同様なのですが、1点違うのは、「⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」というのが増加傾向にあることです。このことから、本校も高学年等におけるSNS等の望ましい活用方法に係る指導を強めていかなければならないと感じています。

《裏面へ》

□積極的な認知

いじめの「認知件数」は全国的に増加傾向にあります。文部科学省は、平成28年3月に「いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提であります。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がまだに発生していることを真摯に受け止める必要があります」という内容を含む通知を全国の小中学校に発出しました。特に、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」であるという見解を示し、積極的に、正確に、認知するよう促しました。旭川市においても、平成28年度の小学校の「認知件数」は53件でしたが、翌年の平成29年度には、336件に増加しています。さらに、「旭川モデル」がスタートした昨年度は5,300件を超える「認知件数」に増加しました。

※「認知件数」という用語について

「認知件数」というのは、毎年3月末から4月上旬頃に文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という調査が根拠になっています。

具体例として、例えば、Aさんが4月にBCDさんからいじめを受け、先生方の会議でいじめと認知した場合、「認知件数」は1件とカウントします。同じAさんが、今度は、10月にEFGさんからいじめを受け、先生方の会議でいじめとして認知した場合、認知した数は2件ですが、同一人物であるAさんがいじめを受けているため、「認知件数」は1件としてカウントします。つまり、Aさんが100回いじめを受け、先生方の会議で100回いじめとして認知しても「認知件数」としては1件とカウントします。したがって、「認知件数」は全校児童数が最大となります。本校の児童数は279人ですから、仮に全員のいじめを認知したとしても「認知件数」の279件が最大数となります。ですから、報道等で「今年の全国のいじめの認知件数は、昨年の5倍の〇〇件です」ということを耳にしますが、この数字は、全国の児童生徒の人数を超えません。

□低・中・高・特支のブロック会議を毎週開催

一人一人の子どもたちに寄り添い、かすかな変化を見逃さず、教職員一丸となっていじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に資するため、4月下旬から毎週月曜日と木曜日の放課後に低学年ブロック（1～2年生）、中学年ブロック（3～4年生）、高学年ブロック（5～6年生）、特別支援ブロックの会議を開催することとしました。このブロック会議は、いじめに関する対応はもちろんのこと、子どもの健やかな成長を願い、教員間で情報交流を行い、具体的な指導・支援の方向性を確認することも目的にしています。お子様のご家庭での姿や登下校中の子どもの様子等で目に留まることがありましたら遠慮なく学校までご相談・ご連絡ください。

□いじめ・非行防止強調月間

旭川市教育委員会は、6月、10月を「いじめ・非行防止強調月間」と定め、市内小中学校に対し、児童生徒のいじめや非行等の問題行動の未然防止や、早期発見に向けた積極的な取組を集中的に実施することを求めています。本校においては、6月、10月に加え、2月にも実施する予定です。具体的な取組内容は、①児童会等を活用した主体的な取組、②校内指導体制の整備・充実、③家庭、地域、関係機関等との連携の3点です。

旭川市いじめ防止対策推進条例には、いじめに係る「児童生徒の心構え」を次のように規定しています。

（児童生徒の心構え）

第7条 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

私たち末広北小学校に勤務する教職員は、いじめに係る関係法令等に基づき適切に対応するとともに、いじめの芽はどの子どもにも生じ得るという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、全ての子どもたちがいじめを行わないよう、いじめの問題に関する子ども自身の理解を深めること、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護するため、保護者や地域の皆様といじめの問題を克服することに留意し、この問題に真摯に対応してまいります。保護者・地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【6月行事予定】

3日（月）特別日課 豊島雄一スクールコンサート	14日（金）ふれあい集会 クラブ③
4日（火）全校集会 歯科検診（全学年）	17日（月）参観日（1・4年生） 学校諸費引落日
5日（水）遠足（1～4年） お弁当の日（全学年 給食なし）	18日（火）参観日（2・5年生） 19日（水）参観日（3・6年生）
6日（木）特別日課	20日（木）特別日課
7日（金）委員会④	21日（金）委員会⑤
12日（水）遠足予備日 お弁当の日（全学年 給食なし）	26日（水）宿泊学習結団式（5年生） 27日（火）
13日（木）特別日課	～28日（水）宿泊学習（5年生）